

令和 7 年 2 月 3 日

市政記者クラブ 様

千種区役所区政部総務課

担当：野村（電話 753-1810）

千種区役所における文書の配付誤りについて

千種区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

1 発生日

令和 7 年 1 月 31 日（金）

2 発生場所

千種区田代学区内（千種区城山町付近）

3 事実の概要

令和 7 年 1 月 28 日（火）、通達員が A さんに配付すべき、「児童福祉法に基づく通所受給者証の更新手続きのお知らせ」（以下、「お知らせ」という。）を B さんに配付しました。B さんが封筒を開封したところ、A さん宛てのものであったことから、1 月 31 日（金）、区役所にご連絡いただき、配付誤りが判明しました。

4 漏えいした個人情報

住所、保護者氏名、児童氏名、受給者証番号、利用者負担上限月額および適用期間、通所支援の種類および支給期間

5 対応

- ・ B さんについては、1 月 31 日（金）、区役所職員が訪問し、謝罪するとともに、お知らせを回収しました。
- ・ A さんについては、同日、区役所職員が電話にて連絡し、謝罪しました。また、お知らせは本日 A さんにお渡ししました。

6 原因

- ・ A さん宅と B さん宅は近隣であり、投函する際の確認が不十分であったため。

7 再発防止策

通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性を改めて周知するとともに、配付時に必ず 1 通ずつ氏名、住所、住宅名を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。